

令和4年度高齢者福祉施設オンライン面会導入支援事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高齢者福祉施設オンライン面会導入支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 県は、高齢者福祉施設オンライン面会導入支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるところにより、予算の範囲内で、高齢者福祉施設オンライン面会導入支援事業費補助金を交付するものとする。

- 2 支援事業は、原則、令和5年2月28日までに完了しなければならない。
- 3 補助対象経費の支出については、原則、令和5年2月28日までに完了しなければならない。
- 4 要綱第8条1項の補助事業実績報告書は、支援事業の完了2週間後又は、令和5年3月6日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(オンライン面会を行うための環境整備について)

第3条 補助事業者（交付要綱第6条で規定する者をいう。）は、次のとおり事業を実施するものとする。

- (1) オンライン面会に必要な機器の購入等に当たっては、複数の者より見積を徴する等、適正な価格により実施すること。
- (2) 導入する機器については、他の目的で使用してはならない。
- (3) オンライン面会の際に、プライバシーが守られるように配慮すること。
- (4) 導入した機器の利用に当たっては、感染症対策を講じること。
- (5) オンライン面会の実施については、ホームページや広報誌等に掲載する等、施設入所者やその家族等に広く周知を行うこと。

(事後調査への協力について)

第4条 補助事業者は、補助事業完了後において、県が機器の利用状況等について調査を行う際は協力しなければならない。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、高齢者福祉施設オンライン面会導入支援事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和4年10月5日から施行する。